

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 29 年 8 月 19 日、午後 5 時 5 分頃、君津市南子安 6 丁目 7 番 8 地先で発生した交通事故。 本市所有の消防自動車が交差点を右折しようとしたところ、相手方所有の軽乗用車の左側前方に接触し、損害を与えたもの。
和 解 の 相 手 方	個人（木更津市在住）
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害 103,000 円のうち、41,200 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	平成 30 年 2 月 7 日

平成 30 年 2 月 20 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦